

平成 22 年第 1 回更別村議会臨時会会議録

平成22年1月15日

平成 22 年第 1 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤 ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は7名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回更別村議会臨時会を開会いたします。 (10時00分)
議 長		村長より招集の挨拶があります。
村 長	村 長	本日ここに、平成22年第1回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げますところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 また2010年の新しい年を、それぞれご壮健にてお迎えになられたことを心からお慶びを申し上げますとともに、本年もどうぞご指導の程よろしくお願いを申し上げます。 昨年、国民の期待を受け、新政権誕生となったところでありますが、状況は国の財政も国内経済も、また国際情勢も極めて厳しい環境にあり、新政権の政策展開とその舵取りに注目が集まっているところであります。 こうした時こそ、全職員一丸となり、いつまでも住み続けたいまちづくりの確実な実現に向けて、より一層の努力をし、村民の負託に応えてまいりたいと思っております。 本臨時会におきましては、職員の給与に関する条例の一部改正と除雪対策費の追加を主なものといたします一般会計補正予算について、ご審議をお願いするものであります。 よろしくお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
議 長		村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 (10時02分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 1 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 1 月 15 日、午前 9 時 00 分から議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
議	長	なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3、会期決定の件を議題とします。 おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、会期は 1 日間と決定しました。 日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	日程第 5、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第 7、議案第 1 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 1 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、更別村職員の給与について、財政状況を鑑み、行財政改革の一環として行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

1枚めくっていただきますと、改正条例の本文でございますが、資料の提出をさせていただきます。

資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

改正する条例の新旧対照表でございます。

改正後と現行と載せてございます。

この職員の給与の削減につきましては、数年来行ってきたございまして、平成21年度におきましては、現行の附則6と7にお示し、規定されておりますとおり、平成22年3月31日までの間、給与条例の適用に関する特例措置は、平成19年7月1日付けにて給料表等の切替措置を行ってございますが、切替によりまして、それまでに出ていた給料額が下回るものに対しまして、給料をそれまで受けていた給料を補償するという特別措置でございますけれども、その範囲内で給料表の額に100分の3を乗じて得た額の、いわゆる3%の削減措置を行ってきたわけでありまして、この措置につきまして、改正後の附則6、7のとおり、平成23年3月31日まで1年間、この措置につきましては延長するというところでございます。

ただ今、職員の給与につきましては、昨年的人事院勧告に基づきまして、本給並びに期末勤勉手当の引き下げを行っておりますことから、平成22年度につきましては、職員の理解を得て2.5%の削減とするものでございます。これによります平成22年度全体の給与費の削減額につきましては、4,720千円を見込んでいるところであります。この削減額につきましては、更別農業高校生の特別枠採用等、雇用促進に資してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第1号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改

議 長
議 長
村 長

正する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 2 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 8 号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第 2 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 8 号)の件でございます。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,538 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,045,752 千円とするものであります。

第 2 項につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正、第 2 条につきましては、第 2 表債務負担行為補正の規定でございます。

今回の補正内容でございますが、歳出から説明申し上げます。

歳出 7 ページをお開き願いたいと存じます。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費でございますが、538 千円追加させていただくものであります。19 の負担金補助及び交付金で 538 千円の追加であります。これは更別村中小企業近代化資金利子補給助成金といたしまして、これにつきましては、平成 21 年、6 件貸付があったわけではありますが、18,538 千円の貸付に係る利子補給助成でございます。毎年、当該年度貸付分につきましては、実績に応じ補正予算対応とさせていただいているものであります。

次に款 8 土木費、項 1 道路橋梁費、目 1 道路維持費、20,000 千円の追加であります。委託料として 20,000 千円、これは除雪事業委託料として追加させていただくものであります。除雪費につきましては、現在 29,888 千円の予算を持って行っているところでありますが、昨年 12 月には 6 回の降雪、年明けに大雪と例年にない降雪でございまして、予算が底をついてきてございます。今後の降雪見込み、あるいは今年度は雪割り経費も増すということを想定いたしまして、20,000 千円を追加させていただくものであります。

次に歳入であります。

6 ページをお願い申し上げます。

款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、20,538 千円追加させていただくものであります。

次に 3 ページをお願い申し上げます。

3 ページは、第 2 表債務負担行為の補正でございます。

追加する事項といたしましては、更別村冷湿害等緊急支援資金利子助成事業に関する債務負担行為ということでありまして、21 年度分でございます。昨年の悪天候の影響にかかりまして、支援対策と

		して 204,700 千円を緊急支援資金として 72 戸の農家に 3,000 千円を限度に貸付をしてございますが、JA の資金、1.9% 資金を活用して村が 0.5%、農協 0.5% を負担し、借り入れ農家に関しましては、0.9% とするものでございます。村負担分 0.5% 分について債務負担を行うためでございます。期間につきましては、平成 22 年度より 26 年度まで 5 年間とするものであります。限度額は 0.5% 分、5 か年間の利子負担ということで 2,996 千円とするものであります。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願いを申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 4 番 堂場さん ただ今村長から説明があった第 2 表の更別村冷湿害等緊急支援資金利子助成事業に関する債務負担行為の件ですが、これは昨年、確かに春先間の天候不順で湿害等の被害が農作物にあったと思います。そういう経過の中でこの秋の獲れ高を農協の関係者からの公の場の報告では 9,000,000 千円の収益、共済金も入れると 10,000,000 千円を超えたというような公の場で史上、農協始まって何番目の収益があったというような中で春先の天候不順は確かにわかるのですが、そして今年の天候不順によって戸別の格差というののもわかるのですが、農協としては、あれだけ春先の被害が想定されたけれども、最終的な秋の獲れ高については 9,000,000 千円にもなったというようなことを公の場で公表しているということで、この利子補給については借りている 72 戸の農家の方の支援はよくわかるのですが、どうも一般的に聞き入れた中では、どうも納得がいけない部分もあると考えるので、この農協と村と半分ずつの利子補給の割合についてもちょっと納得がいけないというような気がするので、この辺の村長の見解をお聞きしたいのですが。
議 長		
4 番堂場議員		
議 村	長	岡出村長 ただ今ご質問をいただいたとおり、農協の方といたしましては、共済金を含めて 10,000,000 千円を確保したということを申されておりまして、これが実態であります。しかしながら、10,000,000 千円を確保したという根拠には、小麦につきましては本当に昔は品目横断と言っておりましたけれども、経営所得安定対策によって救われている面がございますし、また先程ご質問の中にございましたように個々の差が非常に大きいわけであります。農協からの資料によりますと、現在、農協の組合員は 228 戸、正式にはおられまして、その中で昨年の共済を含めて生産物で年末精算を終えたものは 140 戸ということでございます。そして 88 戸は資金対応をしなければならぬということでありまして、その資金対応しなければならぬ額というものが 1,002,145 千円に及んでいるわけです。それで資金対応の中には共済担保貸付、それから証書貸付等がございますけれど

も、共済担保貸付におきましては73戸で617,419千円、証書貸付は24戸で180,026千円、そういう実態になってございます。そして冷湿害による影響と認定いたしまして貸付を行ったものが204,700千円ということでございまして、この生産額は10,000,000千円を上げておりますけれども、中身の問題がございまして、これは農協も私どもプロパー資金としてまた農協も利息を補てんしたいという努力を精一杯させていただくという中で、私どもも営農資金をきちんと対応して次期の営農につなげていく必要性を強く感じましたところから、農協と連携をいたしまして対応することといたしたところでございます。この措置につきましては昨年も肥料等の高騰対策で行ってございますが、これらが毎年、豊作であっても3分の1程度が資金対応に迫られているという状況に関しましては、改善の努力をしていただくように農協とも連携して進めてまいりたいと思っておりますので、ひとつご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長
4番堂場議員

4番 堂場さん

村長の説明はよくわかります。

確かに個人差も去年はあったと思います。

そこで麦は確かに去年は不作だった。でも、麦については国も補償している共済制度があります。保険があります。これは麦については村長もお分かりのとおり、9割補償です。ということは、これは平年作以上と言っているだけの補償がされております。それから畑についてもそういう保険の制度もあります。ということから、やっぱり、その辺も精査して国も面倒を見ている保険制度があるのだから、全員が保険に加入するような推進指導もしていくべきではないかと思うのです。ただ、獲れなかったから、借り入れたから、それに対して利子補給をするという簡単な考えではなくて、その前の補償される制度もあるので、その辺も含めて今後検討していただきたいと村長をお願いを申し上げたいと思います。

それからこの利子補給の農協と村が半分ずつだということについては、ちょっと農協が少ないのではないかなというような気がするのです。やっぱり村の半分、農協も半分というのは確かに聞きも良いのですが、どうも色々秋の生産の段階では、先程の村長の説明の中で保険のネットだとか、色々な個人のあれもするのはわかるのですが、これは農協助けにもつながるような気もするのです。農家ばかりではなくて。だからある程度、農協の責任というか、そういうようなことも持ってもらうためにも、その辺の中身はわからないのですが簡単に五部五部で聞き入れが良いからというような簡単な安易な考えにならないようにもう少し農協とも協議していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長
村長

岡出村長

今回のこの緊急支援資金につきましては、農協のプロパー資金と

議長
6 番松橋議員

しては最低のランクのものが 1.97 資金というのがあるわけです。農協としては、それを適用させたいということでありまして、最初から 1.9 でありますので、0.07 は農協持ちということにしているわけです。しかしながら、これは農協ともその辺のことは住民の方々にも説明がつくようなやり方をやっぱりしていかなければならないと思っておりますので、また負債を出さないような農業づくり、そしてその資金対応等を含めて農業対策については農協ともより連携を深めて、また住民の方々にご理解をいただけるような方法でやってまいりたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

6 番 松橋さん

今、堂場議員からありましたように、若干、僕ら農業者としても非常にありがたいのですが、冷湿害については、非常に理解はしています。それで成り立ての議員の時に 1 回、一般質問で質問したことがあると思うのですが、大体 10,000,000 千円なければ償還をして返していけない現状があるのです。そうしますと農協の組合長なり、専務がどこで公の話で 9,600,000 千円の話をされまして、10,000,000 千円を越えたからすごいということ自体が少しそれは誤解があると思うのです。ただ今回の資金手当を見ていますと、おそらく総負債は農協全体で減っていますから組合員に個々の差は出たのでしょうか、全体的には良かったのでしょうかと思うのです。それで、9,600,000 千円の中身程度は議会に共済金がいくらでという書類を提出して欲しいのです。それで僕も聞きたいのですけれども、肥料の高騰対策は確かに、なかなかうちの農協は計算が遅くて年末までかかったのですけれども、精算はされています。その額はどの程度なのか、麦も畑も分かれてきているそうですので、その数字というのは議会に示して欲しいと思うのです。言葉だけではなくて 9,600,000 千円で共済金が 400,000 千円ですよというのは大雑把な話なので。

それと別な話で国が随分緊急対策をしてくれています。例えば私は黒毛和種を飼っていますけれども、市場評価が下がった牛、国で基金で 310 千円、黒毛では一応入荷の保証の時に決めてくれるのです。それ下がった分に対して市場が割れて 3 か月、4 か月後にそれも入金されているのです。その辺の国からどれだけ保証されて、それでこうなったと言わなければ 10,000,000 千円あったから良かったのだな、でも中身を見ると何でこうなのだという話ですから、資料不足とその辺の説明を組合員に対してはしているのでしょうかけれども議会に 5 年間で 3,000 千円と額は別としましても、助成をお願いするにあたっては必要かなと思うのですけれども、もしあればここに出して欲しいのですけれども。わかる範囲で結構ですから。それであれば村長と組合長で話し合って 0.5 にしましょうと。

それともう 1 点あるのです。

議 長
議 長
議 長
産業課長

道で、今年北海道は米も含めて非常に悪いです。道対応で 5,000 千円の資金を用意したのですが、それが全然こちらに話が来ていないということはどういうことなのでしょう。それはおそらく村が利子補給するから書類的に複雑になるでしょうし、保証人の問題もあるでしょうから、そちらについては申し込まないと、どこかで判断されたと思うのですけれども、その辺も含めて詳しいお話を伺いたいのですけれども。

この際、暫時休憩いたします。 (10 時 30 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (10 時 32 分)

五十嵐産業課長

農協の資料をお示しということは、農協とも確認をしていないので、すぐ出せるという状況にはないのですが、農事組合長会議に同席させていただきまして、その時の資料でご報告をさせていただきたいと思いますので、口頭で申し訳ありませんけれども、ご理解をいただきたいと思います。

12 月 25 日に農事組合長会議で示された数字ですけれども、申し訳ないのですけれどもパーセンテージはちょっと数字で出しておりませんので金額だけを申し上げます。

先に総体で 9,693,000 千円ということであります。小麦については 600,387 千円、豆類については 1,227,871 千円、馬鈴薯につきましては、1,608,318 千円、ビートにつきましては 1,139,757 千円、あと野菜類がありますけれども、畑作、農産物計では 6,455,934 千円、畜産物、生乳の方で 2,545,854 千円、畜産物計では 3,237,854 千円、合計で 9,693,788 千円ということで、12 月 25 日の農事組合長会議ではご説明を受けてございます。それから国、道の資金の対応なのですけれども、国については収量が平年作より 3 割減、収入の方が 1 割減以上のものについて国の災害資金の貸付という形になるということで、状況を聞きますと 3 割までいかない、けども 3 割に近い方が戸別の差があるということを承っているところでございます。

共済金の方は小麦が 242,946 千円、畑作共済の方が 149,907 千円で 392,853 千円の受け入れ共済金がこの段階ではあるというご説明をいただいております。

議 長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

そうすると、これは肥料の高騰対策等の額は全然見られていないということですね。その肥料の高騰対策の金額はどの位総額で入っているのでしょうか。

議 長
産業課長

五十嵐産業課長

確実な資料を持ってきていませんので、所々通知があったメモで申し訳ありませんが、ご報告を申し上げます。

当初 21 年 2 月に国が動き出しまして、国の助成、あるいは道の単独助成ということで動いて最終的に 21 年 12 月 16 日の通知の中では国が 426,382,143 円、道の単独の方は、444,129,143 円交付するとい

議長
6 番松橋議員

うような通知をいただいております。

6 番 松橋さん

それで確かに被害の方は少なかったのですが、これがないとんでもない赤字になったのではないかと思います。だから今は政策に非常に振り回されている。それで前にも一般質問で言いましたように、これから村と農協とでは、この際お話をしてコントラだとか T M R センターの早期確立とか、村営牧場の有効利用とか、違うものにシフトしていかなければ、去年は餌対策で、利子補給をいただいていますし、今年は冷湿害でいただいているのですけれども、中身を精査していくと不再生負債、固定負債に利子補給するような形に見えるのですけれども、していただいてもありがたいのですけれども、固定化負債の処理になっていると思うので農協ともお話をしまして、将来的な投資に向けて欲しいという気はします。以上です。

議長
村 長

岡出村長

農家の資金対応につきましては、平成 21 年度は肥料等の高騰対策が 400,000 千円程度入っておりますので、資金的には回転したとされているところであります。しかしながら、平成 22 年度はそういうものも見込めない、そして私は 21 年度より 22 年度の方が農家の方々の資金については苦しくなると見てございまして、そういう農協幹部とお話の中でこういうことも決めさせていただいたわけでありまして。そして毎年、100,000 千円近いものが負債整理をしなければならぬということについては大変問題に思っておりまして、生産額が上がった分、所得に跳ね返るような精算が 10,000,000 千円で抑えられるとしますと、経費の節減というものをみていかなければ更別農業というのが持続的に行かないわけでありまして、ただ今議員がおっしゃられたとおり、コストの低減策を農協と真剣に考えてやっていかなければならないと思っております。そして生産額を上げることは現在の状況では大変難しいのです。今、デフレ傾向にもなっておりますので、生産額については下がり気味ということで想定していかなければならないし、その中で生産費の低減、節減というものを重点的に更別村は取り組んでいかなければならないと思ひまして、ご指摘のございましたとおり農協ともよく連携を密接にして進めてまいりたいと思っております。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第 2 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算 (第 8

議 長

号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これにて、平成 22 年第 1 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10 時 42 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 1 月 15 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎